

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日と当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇鳥取県監査公告第百二十号
地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和二十九年
度に係る「東京事務所、大阪事務所及び神戸貿易事務
所」の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり
公表する。

昭和三十年二月二十八日
鳥取県監査委員 加藤 定治
同 角田 健太郎

執行年月日
監査箇所
東京事務所 昭和二十九年十月二十七日
大阪事務所 同 年十月二十九日
神戸貿易事務所 同 日
東京事務所

昭和二十九年十月二十七日監査
監査委員 岸本 政嘉
同 木南 貞治
同 加藤 定治
同 角田 健太郎

監査概況

一、中央諸機関に対する交渉及び折衝は、当所の強化によつてある程度活用されているが、未だ全般的に当所

を通じ各省庁との連絡する域に達していない。ことに
部局中にはほとんど当所を経由せず直接上京し中央と
の事務折衝を行つてゐるものがあるが、これは当所の
事務的体制が整つていないための結果と認められるので、
各部局より選拔し連絡事務を担当せしめるよう当局は
配意すべきである。

- 一、天現寺寮舎の処分問題については、利用者があつた
め存置してゐるが再検討されたい。
- 三、当所の鉄道会館進出について努力し実現の見透しを
得ていたが進出を機に一層これを活用するよう県当局
は設置主旨の徹底に留意されたい。
- 四、当所の経費は常時資金前渡により経理運営してゐる
が、送金時期が遅れ事務処理上妥当性を欠く憾があつ
たが、支金庫制度を設け、令達予算により執行するよ
う改められたことは適切な措置である。
- 五、経理出納事務は適正と認められた。

大阪事務所

監査概況

昭和二十九年十月二十九日監査
監査委員 岸本 政 嘉
同 木南 貞 治
同 加藤 定 治
同 角田 健太郎

一、昭和二十八年度は、前年度施工にかかる事務所改造
等の工事がおくれたため移転が年度中途となつたので
本年度は主として職員組織の充実強化、県当局及び県
内各機関との連絡調整方式の改善合理化、或いは諸調
査等、基礎的な準備体制の整備に全力を注ぎ、事業活
動としては特に進展は見られず前年度よりやや向上し
てゐる程度であつたが監査当時すでに年度後半期であ
つて、業務体制も逐次整備し、その活動も漸く活発化
し、業務実績も向上してゐるものと認められた。

二、当所の事業活動が活発化するにつれて県内産業の後
進性が指摘され受託能力問題、生産体制ごとに計画

化、組織化の問題、或いは生産及び出荷技術の問題等
果物産の市場性に関する諸問題について改善案を樹て
そのつど県に具体的に連絡してゐるが、これらの問題
の解決は前年度監査の際にも強く指摘した如く当所の
効率的運営に影響するばかりでなく本県産業振興、特
に流通経済の上に極めて重要であるので当局は当所物
産幹旋業務の円滑化に留意し、県民の経済活動を助長
伸展させるよう施策に当り一層配意されたい。

三、大阪中央市場における農産物の販売幹旋業務は、そ
菜、青果物及び農産加工品等逐年その実績があがりつ
つあり眞に喜ばしいが、商取引の成果は市況の把あく
と適時適切な措置によるところが大であつて、当所の
主要事務の一つであるにもかかわらず、市況及び信用
等調査に要する経費はほとんど予算措置されず、また
中央市場駐在員事務所補助職員（雇傭人）を配置し
ていないため、やむなく他県の職員に協力を求めてい
るといふ不満足な実情にあり従来監査に指摘したにも

かかわらず何ら措置してゐないのは遺憾である。当局
は速やかに経費及び人事面につき積極的措置すべきも
のと認められた。

四、当所が直接幹旋した林産物及び各種工業製品等の昭
和二十八年年度販売幹旋高は七千三百余万円であるが、
これに対し引合不成立は一億六千二百余万円、昭和二
十九年度上半期においては販売幹旋高三百九十六万
円に對し不成立三千九百九十九万九千九百九十九円。
これは県内中小企業者の生産規模が弱少のため受託能
力、価格の点で中途挫折したものが多くひいては果の
信用を失墜する結果ともなり、その事例も見受けられ
るので根本的な対策を樹て円滑な取引を推進するよう
考究されたい。また市場流通面を通じて見るに本県畜
肉の市場進出はいまだなお不振であるが、肉用牲畜の
育成問題等についても経済面及び財政効率の面から検
討し、今後の畜産行政施策上考慮すべきであらう。

五、前回指摘した松島町倉庫保管料については、当所新

発足に際し、すべりだしの便宜として当分の間保管料を徴収しない方針のようであるが無料として果物産の進出を促進することが有効と認めるので遊休することなく県内業界に呼びかけ計画的に活用するよう留意努力された。

六、職員の厚生について配慮されたい。特に職員住宅、宿泊施設についてはさきに指摘要望したように緊要と認めるので財政事情を考慮し措置されたい。

七、経理その他の事務は適正と認められた。なお従来資金前渡制度は昭和二十九年より改め支金庫を設置し、予算令達により経理運営したのは適切合理的である。
神戸貿易事務所

昭和二十九年十月二十九日監査
監査委員 岸本 政嘉
同 木南 貞治
同 加藤 定治
同 角田 健太郎

監査概況

一、当所は設立当初より行政組織規程上、明文化されず大阪事務所の附属機関のような形体をもつて、所管業務を処理していたが、昭和二十九年五月一日機構改革により商工課主管の出先機関として独立したことは妥当な措置と認められたが、現在の貿易斡旋量及び県内生産受託体制の規模から見れば、独立機関として急速に強化することはなお考究の余地があるので今後の組織、運営について果当局は総合的に検討されたい。

二、本県物産貿易輸出高は昭和二十六年五億三千九百九十九万四千五百円(含特需二千三百万円)同二十七年四億九千七百九十九万四千五百円、同二十八年六億五千四百九十九万四千五百円、同二十九年六億五千四百九十九万四千五百円、その主なるものは生糸、織雑品、魚貝罐詰、廿世紀製、木竹製品その他雑貨であり、逐年上昇している。この中当所の斡旋物資は木竹製品等の雑貨で監査時昭和二十九年上半期における実績は二千一百万円に昇っており活動の成果が認められる。

三、斡旋不成立件数が多く前回監査の際にも指摘した如く県内生産態勢の強化が望まれる。すなはち、受託能力の拡大、生産コストの低下、生産技術ことに工芸技術の向上等、生産業者に対する行政措置或いは納期、その他商取引上義務の履行等業界の根本的なことから後進性または欠陥があり、果の不信を招いている事例を認めたので、果当局は貿易振興に対し、これと関連ある諸施策の総合的検討を加へ、根本的振興対策を樹立すべきものと認められた。

四、所内展示の試作品は大部分生産者負担によるもので果費による購入額は僅か五千五百八十七円である。従つてその内容は貧弱であつて、積極的斡旋はもとより発註相談があつても直ちには応じられない実情と認められたので果費を増額し内容充実すべきである。

五、発註量の多いサラダボールに關し先進県の生産方式を視察調査しているが、これは当所の所管事務としては適切と認め難いけれども、過渡的な措置として、し

かもその成果を輸出取引の実際面から検討し本庁及びメーカーに連絡しているのは積極的であつて時宜を得たものと認める。

六、経理その他の事務は適正と認められた。